

川崎港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成 29 年 10 月

川崎港港湾管理者

川 崎 市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成26年 9月 川崎港港湾審議会

- ・平成26年11月 交通政策審議会第58回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成27年10月 川崎港港湾審議会

- ・平成28年11月 川崎港港湾審議会

の議を経た川崎港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾の環境の整備及び保全	2
1 港湾環境整備施設計画	2
土地造成及び土地利用計画	3
1 土地造成計画	3
2 土地利用計画	4
その他重要事項	5
1 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項	5

変更理由

- 1 市民等が海に親しむための魅力ある親水空間の創出を図るため、夜光地区において、港湾環境整備施設計画を追加し、土地利用計画を変更する。
- 2 物流施設等の土地需要に対応するため、東扇島地区において、土地造成計画及び土地利用計画を変更する。

港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

夜光地区

市民等が海に親しむための魅力ある親水空間の創出を図るため、緑地を次のとおり計画する。

緑地 1 h a [新規計画]

2 土地造成及び土地利用計画

市民等が海に親しむための魅力ある親水空間の創出を図るため、また、物流施設等の土地需要に対応するため、土地造成及び土地利用計画を次のとおり変更する。

1 土地造成計画

単位：h a

地区名	埠頭 用地	港湾関 連用地	工業 用地	都市機 能用地	交通機 能用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	合計
東扇島	(3) 3	(10) 10						(13) 13

注 1：() は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

2 土地利用計画

単位：h a

地区名	埠頭 用地	港湾関 連用地	工業 用地	都市機 能用地	交通機 能用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	合計
夜光	(1) 1		(72) 72	1	1	(3) 3	(1) 1	(76) 77
東扇島	(77) 77	(218) 218	(23) 23		(20) 51	(58) 58	(33) 33	(428) 459

注1：() は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2：端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3：今回の変更に係る地区のみ記述した。

その他重要事項

1 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

(1) 建設発生土の有効活用

増加するコンテナ貨物や不足する倉庫用地等に必要な港湾関連用地等を確保するため、東扇島地区の13haの土地造成において、建設発生土の有効活用を計画する。

[既定計画の変更計画]

川崎港港湾計画位置図



